

マンション防災共助促進事業(2次募集)について

背景(課題)

- 世田谷区の人口 ⇒ 約 92 万人
- 被害想定による避難所避難者数 ⇒ 約 16.8 万人
※発災4日後から7日後を想定した人数
- 指定避難所数 ⇒ 96 か所(令和6年9月1日現在)

在宅避難の推進

指定避難所 1 か所あたり、約 1, 7 5 0 人の避難者

避難所では、多くの知らない人と慣れない厳しい環境で
共同生活をおくらなければならない。

事業の主旨

世田谷区では令和6年度、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な避難所運営を可能とするため、区内居住者に対し「在宅避難」の必要性に係る意識向上、家庭内備蓄の促進などを目的とした

「在宅避難支援事業（防災カタログギフト）」を実施しました。

区内の防災カタログギフトの取り組み結果や居住実態を踏まえ、令和7年度には在宅避難の更なる推進と自助・共助を基軸とした集合住宅（マンション）居住者の防災意識の向上を図るため、集合住宅（マンション）居住者に焦点をあてた共助を促す「マンション防災共助促進事業」を実施します。



在宅避難支援事業のアンケート結果（一部抜粋）

Q. 震度6強の大きな地震が発生した場合、どのような避難行動をとりますか。

回答内容	集合住宅		集合住宅以外
自宅が無事で危険がなければ自宅に留まる（在宅避難）	68.5%	<	76.1%
小中学校など地域の避難所に行く	24.3%	>	19.9%

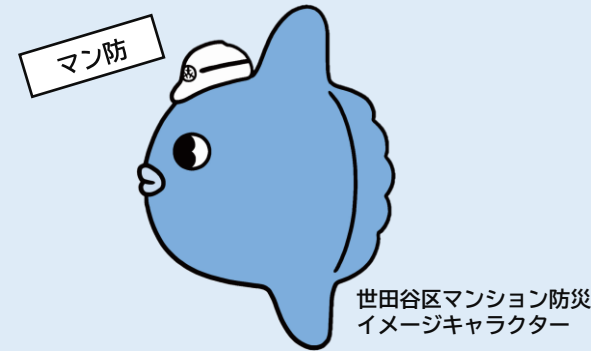
**集合住宅世帯の
在宅避難の意識向上が課題**

Q. 災害時に地域や近所の住民同士でどのような支援（手助け）ができると思いますか。

回答内容	集合住宅		集合住宅以外
安否確認(「大丈夫ですか」などの声かけ)	69.0%	<	79.5%
物資を運ぶ手助け	57.2%	<	59.8%
消火活動の手助け	43.2%	<	51.0%
一時的な保護・預かり	19.0%	<	24.1%
地域や近所と協力し合う関係性ではない	13.7%	>	7.5%

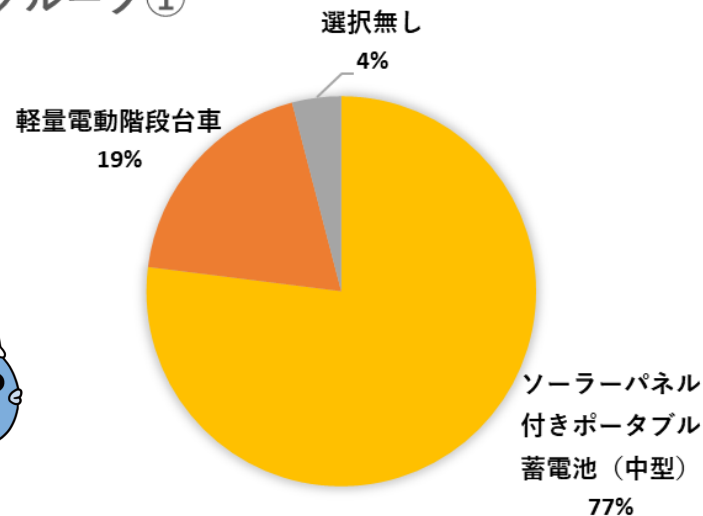
**集合住宅世帯の
共助の意識向上が課題**

マンション防災共助促進事業(1次募集)の実施状況

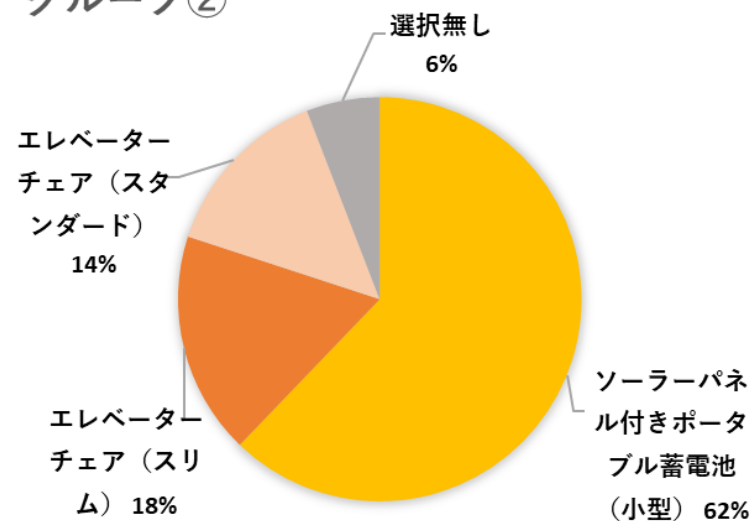


- 申込受付棟数：1, 156棟
- 申込マンション区分
⇒分譲・796棟(68.8%) 賃貸・336棟(29.1%) その他・24棟(2.1%)
- 選択防災備品

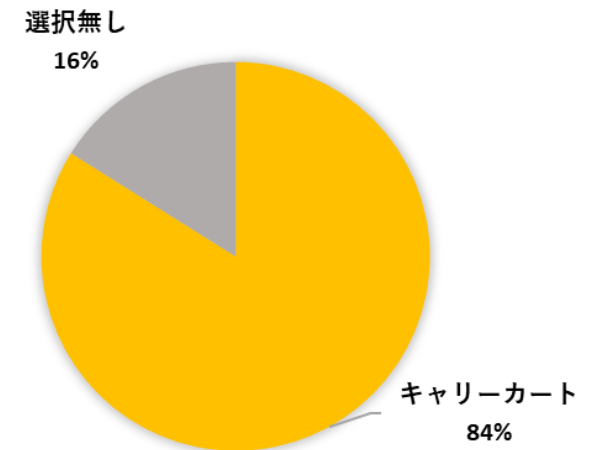
グループ①



グループ②



グループ③



マンション防災共助促進事業(2次募集)について

災害対策課

マンション防災共助促進事業チラシ

マンション防災啓発冊子

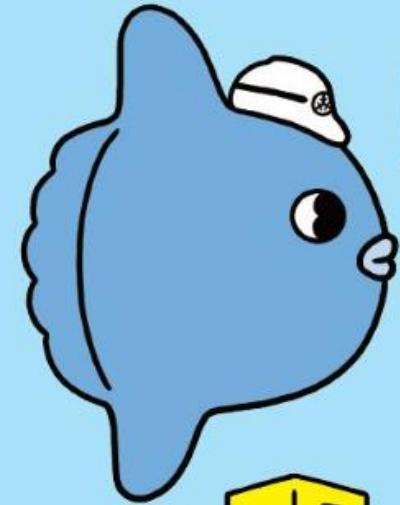
保存版

今日からできる!

マンション防災

— 備えて安心 在宅避難 —

災害時に使える
安否確認カード付き



SETAGAYA CITY
世田谷区

防災備品の 選び方

防災備品を以下の
グループ①～③から、それぞれ1品ずつ選択
※設置場所がない等の理由により不要な場合は、選択しないこともできます。

グループ①

ポータブル蓄電池(中型)
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍!



又は

軽量電動階段台車

エレベーターの使用不能時
などに荷物を積載し、階段
をラクラク昇り降り!



- ◆最大積載荷重(60kg)
- ◆昇降速度(30段/分)
- ◆電動アシスト付き
- ◆連続使用時間(約40分)
- ◆本体重量(15kg)
- ◆サンコー製
- ◆型番(ELECTSL)

グループ②

ポータブル蓄電池(小型)
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍!



又は

エレベーターチェア
(スタンダードタイプ)

エレベーターの
閉じ込め対策に!



- ◆非常用トイレとして使用可能
- ◆内部に保存水、携帯トイレ、ティッシュなどの備品が格納
- ◆階段はイスとして使用可能
- ◆株式会社エディエー製
- ◆型番(EC-193 又は EC193S)

グループ③

キャリー
カート



避難所などから支援物資をまとめて搬送可能!

- ◆117Lの大容量
- ◆耐荷重(105kg)/本体重量(約13kg)
- ◆ワンタッチ開閉で容易に組立てと撤収が可能
- ◆株式会社エディエー製
- ◆製品コード(No. 84720740)

申し込み時の注意事項

- 申し込みは棟単位です。敷地に複数棟のマンションがある場合は、棟ごとに申し込みをすることができます。
- 令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションはお申し込みいただけません。
- 転売や譲渡せず、申し込みをしたマンションにおいて活用してください。
- 申し込みは、マンション1棟につき1回までです。
- 納品時は、納品業者から防災備品の取扱いの説明を受けてください。
- 廃番、製造中止等のやむを得ない事由により納品ができなくなった場合は、代替品が納品されます。
- 納品後は、申込者の責任により維持管理をお願いします。

防災備品を無償配布!

2次募集を
開始するよ

マンション防災 共助促進事業(2次募集)のご案内

申込期間 令和7年9月18日午前9時～10月17日(必着)

配布予定棟数 1,000棟 ※ 申込数が配布予定棟数を超えた場合は
抽選となります。

※先着ではありません。

対象 マンション 3階建て以上かつ6戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅
※令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションを除く。
※分譲・賃貸の両方を認めます。
※店舗などが入居しているマンションでも上記条件を満たせば申込可能
※申し込みにあたっては、マンション内でもよく照し合ってください。

申込ができる方 管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表

申込方法 申込専用フォームまたは、申込書を記入のうえFAXにより
お申込みください。
※申込専用フォームURLおよびFAX番号、申込書は、区HPにてご確認ください。

選択できる
防災備品 ポータブル蓄電池(ソーラーパネル付き)、軽量電動階段台車、
エレベーターチェア、キャリーカート ※詳細は裏面をご確認ください。



お問合せ先



世田谷区マンション防災共助促進事業
専用コールセンター(相談窓口) ▶ 0120-923-243

※相談受付時間: 年末年始を除く、平日の午前9:00～午後5:15

※上記お問合せ先は、当事業を委託している船山株式会社が設置しています。

区HPはこちらより
ご確認ください



マンション防災共助促進事業(2次募集)について

災害対策課

マンション防災共助促進事業の概要

配布予定棟数	1,000棟（ <u>先着ではありません</u> ） <u>※申込数が配布予定棟数を超過し、かつ予算の上限を超えた場合は、抽選により防災備品を供与するマンションを決定します。</u>
対象マンション	3階建て以上かつ6戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅 <u>※6月募集（1次募集）で配布が決定したマンションは対象外</u>
申込対象	管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表
申込受付期間	令和7年9月18日午前9時から 同年10月17日まで
選択できる 防災備品	ポータブル蓄電池（ソーラーパネル付き）、軽量電動階段台車、 キャリーカート、エレベーターチェア
申込方法	申込専用フォームまたは、申込書のFAX送信のいずれかの方法

マンション防災共助促進事業(2次募集)について

災害対策課

申込書の記載例

送付先FAX番号 (●●●-●●●-●●●●) 表面 (1/2) ※申込みは裏面の内容もご確認ください。

記入例 申込日 令和 7 年 9 月 18 日 2次募集用

世田谷区マンション防災共助促進事業申込書

世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱に基づく防災備品の配布等を希望するので、次のこと

【1】申込者

団体名(管理組合等)	SETAGAYAマンション管理組合		
ふりがな	まんしょん たろう		
氏名	マンション 太郎		
住所	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27		
連絡先	電話番号	090-0000-0000	FAX 03-0000-0000

※「居住者の代表」とは、都営住宅や区営住宅のように行政がマンションを所有、管理している集合において、代表者が申込みを行うことなどを希望しています。

【2】マンションの状況

マンション名称(棟別)	SETAGAYAマンション A棟		
マンション住所(防災備品納品場所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 A棟		
住戸数	50 戸	階数	7 階
複合施設	☐ 無	☐ 有	(☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他)
※以下のマンション区分から一つを選択してください。 例えば、分譲部分と賃貸部分が混在するようなマンションの場合は、その割合が多いほうを選択してください。	☐ 分譲マンション ☐ 賃貸マンション ☐ 社宅 ☐ 居住宅 その他 ()		

【3】連絡先窓口(担当者)

ふりがな	せたがや はなこ		
担当者氏名	世田谷 花子		
住所	〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 3階 ○×マンション管理会社		
連絡先	電話番号	090-0000-0000	

※防災備品の配布が決定した場合は、納品日時に関する連絡を連絡先窓口(担当者)にいたします。
また、防災備品の搬入に関する注意事項等の説明があるため、連絡先窓口の方は納品時にお立ち会いをお願いします。

【4】納品関係

納品希望曜日(複数選択可)	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日
納品希望時間帯(複数選択可)	☐ 午前(9時から12時まで) ☐ 午後(12時から18時まで)

※納品場所は、原則【2】のマンション住所となります。防災備品は令和7年12月中旬から配付予定です。

【5】防災備品の選択

グループ①	グループ②	グループ③
☐ ポータブル蓄電池(中型)ソーラーパネル付き	☐ ポータブル蓄電池(小型)ソーラーパネル付き	☐ キャリーカート
☐ 軽量電動階段台車	☐ エレベーターチェア	☐ スリムタイプ ☐ スタンダード
☐ 選択しない	☐ 選択しない	☐ 選択しない

※グループ①～③の各グループからそれぞれ一つずつの防災備品を選択(最大3品目)が可能です。必要な場合は「選択しない」にチェックしてください。

【6】防災備品の保管場所及び点検(訓練)予定

保管場所	ポータブル蓄電池及びキャリーカート(1階防災倉庫)、エレベーターチェア(エレベーター1号機内)		
点検実施予定月	9 月	点検(訓練)方法	防災訓練において、各防災備品の取扱訓練と点検を行う。

※防災備品を災害発生時に有効に活用でき、マンション内で話し合った「保管場所」、「点検実施予定月」及び「点検(訓練)方法」を記入してください。未記入、未定、単なるマンション名等の記載は、受付できない場合があります。

裏面(2/2) ※申込みは裏面の内容もご確認ください。

記入例 申込者(団体名) SETAGAYAマンション管理組合

マンション名称 SETAGAYAマンション A棟

※裏面にも申込者(団体名)及びマンション名称を必ずご記入ください。

以下の遵守事項、確認事項及びアンケートにご回答ください(□に✓を入れてください)。

遵守事項

① 申込受付後に虚偽の申込みと判明した場合、供与された防災備品は返還します。	☒
② 防災備品の転売や譲渡はしません。申込みをしたマンションにおいて活用します。	☒

確認事項

① 令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションは申込みすることができません。	☒
② 申込みにあたっては、マンション内でよく話し合ってください。	☒
③ 申込みは、マンション1棟につき1回までです。重複した申込みがないように注意してください。	☒
④ 申込みは棟単位です。建築確認申請図書等で棟数を確認し、棟ごとに申込みをしてください。	☒
⑤ 廃番、製造中止等のやむを得ない事由により納品ができなくなった場合は、代替品(同等品以上)が納品されます。	☒
⑥ 納品時は「連絡先窓口(担当者)」等が必ず立ち会い、納品業者から防災備品の取り扱いの説明を受けてください。	☒
⑦ 納品時の初期不良以外の故障等に対し、区では修理対応、その他修理費用の補償等はいたしません。	☒
⑧ 納品時、納品業者が「防災備品の保管場所」に防災備品が納品された状況写真を撮影します。	☒
⑨ 納品後は、申込者の責任により定期的な点検等を行い、災害発生時に有効に活用できる状態を保持してください。	☒
⑩ 破損等により廃棄する場合は、申込者の負担により廃棄してください。	☒
⑪ 申込数が配布予定棟数(1,000棟)を超過し、かつ予算の上限を超えた場合は、抽選により防災備品を供与するマンションを決定します。	☒
⑫ 本事業で区が知り得た情報(申込内容、アンケート結果等)は、「防災区民組織」に関する案内を含む、マンションにおける防災意識の推進、マンション居住者の防災意識向上や共助促進を目的とした事業に活用させていただきます。	☒
⑬ その他、世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱を遵守してください。	☒

【エレベーターチェアを申し込まれた方のみご回答ください】

⑭ エレベーターチェアの現況(高さ等)、エレベーターかご内の状況(手すり、スペース等)を確認し、エレベーターチェアを設置することに支障がないことを確認してください。※スリムタイプ(高515mm 幅350mm 奥行282mm)、スタンダードタイプ(高450mm 幅500mm 奥行410mm)

アンケート ※今後の在宅避難推進事業の参考とさせていただきます。

① マンション内で、防災訓練や防災について話し合いをしたことがありますか。	☒ はい ☐ いいえ
② マンションとして災害時に必要な食料、水等の備蓄をしていますか。	☐ はい ☒ いいえ
③ マンション内に防災組織がありますか。	☐ はい ☒ いいえ
④ 世田谷区では、震災時に自らの命を守り助け合おうと住民同士で自主的に結成した「防災区民組織」を支援していますが、この「防災区民組織」を知っていますか。	☐ はい ☒ いいえ
防災区民組織には、以下のような助成制度があります。	☒ 防災区民組織の設置を今後考えたい
<活動奨励金の交付制度> 区は、防災区民組織へ奨励金を交付し、防災訓練や防災意識啓発事業等の活動を支援します。	
<防災資機材の整備助成制度> 区は、防災区民組織に対し、備蓄物品や防災資機材の購入経費等を助成します。また、防災区民組織結成時には、防災資機材の供与等を行います。	
⑤ 災害時において、地域との連携が必要だと感じますか。	☒ はい ☐ いいえ

※申込みにあたっては、区ホームページに掲載されている「世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱」、「よくある質問」等をあわせてご確認ください。

QRコード (2次元コード (QR))

【6】防災備品の保管場所及び点検(訓練)予定

保管場所	ポータブル蓄電池及びキャリーカート(1階防災倉庫)、エレベーターチェア(エレベーター1号機内)		
点検実施予定月	9 月	点検(訓練)方法	防災訓練において、各防災備品の取扱訓練と点検を行う。
※防災備品を災害発生時に有効に活用でき、マンション内で話し合った「保管場所」、「点検実施予定月」及び「点検(訓練)方法」を記入してください。未記入、未定、単なるマンション名等の記載は、受付できない場合があります。			

マンション防災共助促進事業(2次募集)について

災害対策課

選択できる防災備品

グループ①

ポータブル蓄電池（中型）
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍！



- ◆ 満充電でスマホ約48回分の充電が可能
- ◆ アンカー・ジャパン(株)製
- ◆ 蓄電池：型番 (A17545Z1 又は A1754511)
- ◆ ソーラーパネル：型番 (AS3200A1) ※10月販売開始予定

又は

軽量電動階段台車

エレベーターの使用不能時などに荷物を積載し、階段をラクラク昇り降り！



- ◆ 最大積載荷重 (60kg)
- ◆ 昇降速度 (30段/分)
- ◆ 電動アシスト付き
- ◆ 連続使用時間 (約40分)
- ◆ 本体重量 (15kg)
- ◆ サンコー(株)製
- ◆ 型番 (ELECTRSL)

グループ②

ポータブル蓄電池（小型）
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍！



- ◆ 満充電でスマホ約19回分の充電が可能
- ◆ アンカー・ジャパン(株)製
- ◆ 蓄電池：型番 (A17225Z1 又は A1722511)
- ◆ ソーラーパネル：型番 (AS3100A1) ※10月販売開始予定

又は

エレベーターチェア
(スタンダードタイプ)

エレベーターの
閉じ込め対策に！



スリムタイプ
も選べます

- ◆ 非常用トイレとして使用可能
- ◆ 内部に保存水、携帯トイレ、ティッシュなどの備品が格納
- ◆ 普段はいすとして使用可能
- ◆ (株)エイアンドエィティー製
- ◆ 型番 (EC-193 又は EC193S)

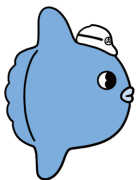
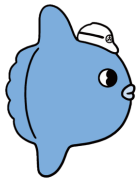
グループ③

キャリー
カート



避難所などから支援物資をまとめて搬送可能！

- ◆ 117Lの大容量
- ◆ 耐荷重 (105kg) / 本体重量 (約13kg)
- ◆ ワンタッチ開閉で容易に組立てと撤収が可能
- ◆ (株)ロゴスコーポレーション製
- ◆ 製品コード (No. 84720740)



防災備品の選択例①

グループ①

ポータブル蓄電池（中型）
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍！



- ◆ 満充電でスマホ約48回分の充電が可能
- ◆ アンカー・ジャパン(株)製
- ◆ 蓄電池：型番 (A17545Z1 又は A1754511)
- ◆ ソーラーパネル：型番 (AS3200A1) ※10月販売開始予定

又は

軽量電動階段台車

エレベーターの使用不能時などに荷物を積載し、階段をラクラク昇り降り！



- ◆ 最大積載荷重 (60kg)
- ◆ 昇降速度 (30段/分)
- ◆ 電動アシスト付き
- ◆ 連続使用時間 (約40分)
- ◆ 本体重量 (15kg)
- ◆ サンコー(株)製
- ◆ 型番 (ELECTRSL)

グループ②

ポータブル蓄電池（小型）
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍！



- ◆ 満充電でスマホ約19回分の充電が可能
- ◆ アンカー・ジャパン(株)製
- ◆ 蓄電池：型番 (A17225Z1 又は A1722511)
- ◆ ソーラーパネル：型番 (AS3100A1) ※10月販売開始予定

又は

エレベーターチェア
(スタンダードタイプ)

エレベーターの
閉じ込め対策に！



スリムタイプ
も選べます

- ◆ 非常用トイレとして使用可能
- ◆ 内部に保存水、携帯トイレ、ティッシュなどの備品が格納
- ◆ 普段はいすとして使用可能
- ◆ (株)エイアンドエィティー製
- ◆ 型番 (EC-193 又は EC193S)

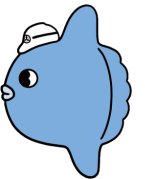
グループ③

キャリー
カート



避難所などから支援物資をまとめて搬送可能！

- ◆ 117Lの大容量
- ◆ 耐荷重 (105kg) / 本体重量 (約13kg)
- ◆ ワンタッチ開閉で容易に組立てと撤収が可能
- ◆ (株)ロゴスコーポレーション製
- ◆ 製品コード (No. 84720740)



防災備品の選択例②

グループ①

ポータブル蓄電池（中型）
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍！



- ◆ 満充電でスマホ約48回分の充電が可能
- ◆ アンカー・ジャパン(株)製
- ◆ 蓄電池：型番 (A17545Z1 又は A1754511)
- ◆ ソーラーパネル：型番 (AS3200A1) ※10月販売開始予定

又は

軽量電動階段台車

エレベーターの使用不能時などに荷物を積載し、階段をラクラク昇り降り！



- ◆ 最大積載荷重 (60kg)
- ◆ 昇降速度 (30段/分)
- ◆ 電動アシスト付き
- ◆ 連続使用時間 (約40分)
- ◆ 本体重量 (15kg)
- ◆ サンコー(株)製
- ◆ 型番 (ELECTRSL)

グループ②

ポータブル蓄電池（小型）
ソーラーパネル付き

停電時に大活躍！



- ◆ 満充電でスマホ約19回分の充電が可能
- ◆ アンカー・ジャパン(株)製
- ◆ 蓄電池：型番 (A17225Z1 又は A1722511)
- ◆ ソーラーパネル：型番 (AS3100A1) ※10月販売開始予定

又は

エレベーターチェア
(スタンダードタイプ)

エレベーターの
閉じ込め対策に！



スリムタイプ
も選べます

- ◆ 非常用トイレとして使用可能
- ◆ 内部に保存水、携帯トイレ、ティッシュなどの備品が格納
- ◆ 普段はいすとして使用可能
- ◆ (株)エイアンドエィティー製
- ◆ 型番 (EC-193 又は EC193S)

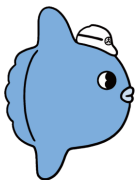
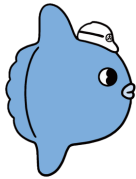
グループ③

キャリー
カート



避難所などから支援物資をまとめて搬送可能！

- ◆ 117Lの大容量
- ◆ 耐荷重 (105kg) / 本体重量 (約13kg)
- ◆ ワンタッチ開閉で容易に組立てと撤収が可能
- ◆ (株)ロゴスコーポレーション製
- ◆ 製品コード (No. 84720740)



申込み時の注意事項（一部抜粋）

- 令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションは申し込みすることができません。
- 対象マンションについては、分譲・賃貸の所有形態は問いません。
- 申込受付後に虚偽の申込みと判明した場合、供与した防災備品は返還していただきます。
- 防災備品の転売や譲渡はできません。
- 申込期間中に竣工予定かつ令和8年3月31日までに供与する防災備品の受け取りが可能なマンションも対象になります。
- 申込みにあたっては、マンション内でよく話し合ってください。
- 申込みは、マンション1棟につき1回までです。重複した申込みがないように注意してください。
- 申込みは棟単位です。建築確認申請図書等で棟数を確認し、棟ごとに申込みをしてください。
- 敷地に複数棟のマンションがある場合は、棟ごとに申込みをすることができます。
- 本事業で区が知り得た情報（申込内容、アンケート結果等）は、「防災区民組織」に関する案内を含む、マンションにおける在宅避難の推進、マンション居住者の防災意識向上や共助促進を目的とした事業に活用させていただきます。

マンション防災共助促進事業(2次募集)について

R7年度マンション防災事業ロードマップ

Step 01

訓練参加機会の少ない
区民へのアプローチと
マンションにおける
在宅避難のポイントと
補助制度の紹介

【事業】

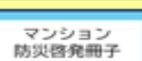
- ・在宅避難啓発動画の配信(全区民)
- ・マンション防災啓発冊子の配布

在宅避難啓発動画の配信



500,000世帯

マンション防災啓発冊子



200,000世帯

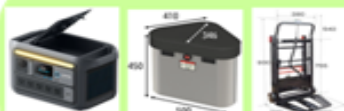
Step 02

居住者同士の関係性が
希薄なマンションにおける
協力関係づくりにつなげる

【事業】

- ・マンション防災共助促進事業
- ・マンション防災啓発イベント

マンション防災共助促進事業



2,000棟

官民一体の取組み
危機管理部×支所×マンション管理会社

相互協力



防災組織結成意向
アンケートの共有



Step 03

マンション防災力の
更なる向上の取組み

【事業】

- ・防災区民組織の結成
- ・東京とどまるマンションへの登録等

防災区民組織結成

マンション内における防災区民組織の結成



100組織

R8.3まで



etc.

マンション管理会社等



管理マンションの価値向上

管理会社等の協力を得ながら、
共助促進事業、啓発イベント、
防災区民組織結成に取り組む。

Goal Image

マンションにおける在宅避難の推進、
マンション防災力の向上により、
避難所含めた区全体の避難環境の向上
を図る。

申込時にいただいた主なご質問について

ご質問等	回答
大震災などの発生時に想定されるマンションにおける災害とその対処方法を知りたいと思います。	マンションでは、①エレベーターに閉じ込められる事案、②排水管が破損等することでトイレの汚水が逆流する事案等の発生が想定されます。 ①ではエレベーター内に防災備品の入ったエレベーターチェアの配置をするほか、非常ボタンを押すなどの対処方法を事前に確認しておく、②では携帯トイレを備えておくことが大切です。詳細は、マンション防災啓発冊子をご覧ください。
電力も必要ですが、水にスポットをあてた対策も必要だとおもいます。	断水が発生した場合、都水道局が設置する「災害時給水ステーション」のほか、指定避難所において給水できる体制を整備しています(区HP参照)が、各ご家庭においても1人1日3リットル程度を目安に飲料水の備蓄をお願いします。
在宅避難した場合に、支援物資等を受け取れるのが不安です。	在宅避難者用の支援物資は発災後4日目以降に指定避難所に届く想定ですが、各ご家庭においても、1人最低3日分の備蓄をお願いします。

申込時にいただいた主なご質問について

ご質問等	回答
防災備品の経年劣化に対応するため、区当局の出来る限り中期的な事業計画があれば、マンション防災備品の調達計画策定に役立つと思います。	配布する防災備品は、申込者の責任より定期的な点検（訓練）等を行い、災害発生時に有効に活用できる状態を保持していただくものとしています。 申込みの際には、マンション内で点検（訓練）方法についての話し合いもお願いします。
1次募集が約1日半で終了した理由がよくわかりません。促進事業の想定外の事象が発生したと思われますが、その原因をご教示下さい。又、それに対する2次募集の改善点も併せてお願いします。(前回も申込の準備中に打ち切られて大変残念な思いをしました)	申込受付開始時から申込みが集中し、予定していた配布予定棟数（1,000棟）に達する見込みとなったため、申込開始日の翌日正午に申込受付を終了しました。 1次募集は先着順としていましたが、2次募集は先着順ではなく、申込受付期間において、申込数が配布予定棟数（1,000棟）を超えた場合は抽選を行い、防災備品を配布するマンションを決定します。
非常用トイレなど、電源を必要としない防災用品も選択肢に入れて欲しい。	今回配布する防災備品は、マンション防災居住者向けの防災イベントにおいて、「マンションにあるといいなと思う防災備品は？」と題してアンケートをとり、一定数の票が集まった備品を複数ご用意しました。 今後の事業の参考にさせていただきます。

集合住宅（マンション等）に関する 地域防災の取組み

総合支所
地域振興課

集合住宅（マンション等）に関する地域防災の取組み

1 防災区民組織

- ・防災区民組織活動奨励金の交付
- ・防災資機材の整備の助成

2 防災活動の紹介

防災訓練、防災啓発物品

防災区民組織とは

災害対策基本法第2条の2 第2項では、地方公共団体は自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）が自発的に行う防災活動を促進することを災害対策の基本理念とすると規定されており、

区では世田谷区災害対策条例において、「防災区民組織」を「災害から地域社会を守るために町会等を基礎として区民が自主的に結成した組織をいう」として、その活動を支援している

想定されている活動は、

参考資料：総務省消防庁資料「自主防災組織の手引き」

平常時	災害発生時
☐防災知識の普及・啓発 ☐地域の災害危険箇所の把握 ☐防災訓練 ☐家庭の安全点検 ☐防災資機材等の整理 など	☐災害情報の収集・伝達 ☐出火防止と初期消火 ☐被災住民の救出・救護 ☐避難及び避難所運営 ☐給食・給水 など

世田谷区においては、「230」の団体（町会・自治会や商店街、マンション管理組合等）がこの「防災区民組織」を結成している ※令和6年4月1日時点

集合住宅（マンション等）の防災区民組織

現在、区内で防災区民組織として登録している集合住宅（マンション等）の件数は次のとおり



防災区民組織に対する区の助成事業

区では、登録された防災区民組織を育成し、その活動を支援するため、下記の2つの制度を運用している（「防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱」による）

1 防災区民組織活動奨励金の交付

2 防災資機材の整備の助成

参考補足

都における「東京とどまるマンション普及促進事業補助金」事業は、いわゆるスタートアップの補助事業として、「補助金額が大きく」「同一の登録マンションとして1度だけ」活用できるものです。

これと併せて、上記のとおり区の助成事業は、継続的な補助事業として、「補助金額は小さいが」「継続的に毎年度」活用できるものであります。

I 防災区民組織活動奨励金の交付

「防災訓練の実施」「消火用資機材の操法訓練の実施」「防災意識の啓発及び防災知識の普及」といった事業を行うための奨励金を交付している

※年度につき1度の申請

その奨励金の交付額は次の表のとおり。

区分	交付額	
結成時 (結成年度)	25,000円	
結成後 (結成翌年度以降)	500世帯未満	10,000円
	500世帯以上	20円×世帯数

※ただし交付額の総額は、予算の定める額を限度とする

I 防災区民組織活動奨励金の交付

実際の活用例

※令和5年度の実績報告から抜粋

- 防災訓練実施に係る費用
 - ➡ 検討会議に係る費用
 - ➡ 訓練参加者用に配布する啓発物品費
 - ➡ 広報ポスターやチラシの印刷費
 - ➡ 訓練で使用する資機材の燃料代
- 防災意識啓発のために配布する啓発物品の購入費用
- 防災資機材の購入費・管理費
- 避難所運営委員会の運営事務費
- 防災マップの修正・作製費
- 防災施設の見学会に係る費用



2 防災資機材の整備の助成

防災資機材の整備に係る助成は大きく3つ(2)-1,2は結成時、(2)-3は毎年度)

2-1

防災区民組織結成時の防災資機材供与

防災区民組織結成時(登録時)に、次の表のとおり
の防災資機材を供与する

品目	数量
大ハンマー(10ポンド)	1
バール(1.2m)	1
剣スコップ	1
油圧ジャッキ(4t)	1
ボルトクリッパー(600mm)	1
ロープ(12mm×20m)	1
片刃のこぎり(270mm)	1
なた(135mm)	1
防水シート(5.4m×3.6m)	1
三角巾(10枚セット)	1

2-2

区民消火隊結成時の消火用資機材一式※ 及び格納庫の供与とその再供与

各防災区民組織が区民消火隊を結成した際に、
次の表のとおり消火用資機材一式及び格納庫を供
与する

また、供与を受けた防災資機材助成対象者が適
正な管理を行ったにもかかわらず、耐用年数(おお
むね10年)を経過した供与品の老朽化が著しいと
認めたときは、予算の定める範囲において再供与す
ることができる

品目	数量
消火用資機材一式※	1
消火用資機材用格納庫	1
防火着衣一式	構成員人数分
ヘルメット	構成員人数分

※消火用資機材：可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ

2 防災資機材の整備の助成

2-3 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成

対象となる資機材（次の表）の購入等に係る経費を助成する

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬式消防ポンプ、スタンドパイプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強カライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

なお、助成額の限度額は次のとおり

(1) 結成時（結成年度）

50,000円＋結成後の助成限度額

(2) 結成後（結成翌年度以降）

世帯数により、下記の表のとおり

世帯数(単位：世帯)		助成限度額
200未満		21,500円
200以上	300未満	27,000円
300以上	500未満	32,500円
500以上	600未満	38,000円
600以上	800未満	43,500円
800以上	900未満	49,000円
900以上	1,100未満	54,500円
1,100以上	1,200未満	59,400円
1,200以上	1,400未満	64,900円
1,400以上	1,600未満	75,900円
1,600以上	1,800未満	86,900円
1,800以上	2,000未満	97,900円
2,000以上	2,500未満	108,900円
2,500以上	3,000未満	119,400円
3,000以上	3,500未満	130,400円
3,500以上	4,000未満	141,400円
4,000以上	4,500未満	152,400円
4,500以上		163,400円

2 防災資機材の整備の助成

② -3 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成

実際の購入物品例

※令和5年度の実績報告から抜粋

■ 資機材の購入

- ✓ ライト・ランタン類
- ✓ トランシーバー
- ✓ テント・間仕切り
- ✓ ヘルメット
- ✓ 折り畳み自転車
- ✓ ホース

■ 備蓄品の購入

多数

- ✓ 備蓄食糧・飲料水
- ✓ アルミシート
- ✓ 電池類
- ✓ 簡易トイレ類
- ✓ 衛生用品
- ✓ 給水袋

多数



防災活動の紹介

区では様々な団体が実施する防災訓練の支援を行っている

初期消火訓練

訓練用の水消火器を使用して、消火器の使用方法を学ぶ訓練



地震体験訓練

特別な車両（なまず号）で震度2～7の揺れを体験し、地震から身を守る方法を学ぶ訓練



煙中避難訓練

煙を充満させたテント内で火災の疑似体験を行い、避難行動を学ぶ訓練



おわりに

防災啓発物品

防災訓練の実施支援では訓練参加者のみなさまの防災意識向上のために「防災啓発物品」も用意しています。内容は、支所ごとに異なりますので、各地域の担当へお問い合わせください。

防災啓発
物品の例



非常食（ビスケット）



携帯トイレ



ライト付きペン

防災訓練の申込書送付やお問い合わせ先は下記のとおり

担当	所在地	電話番号	ファクシミリ
世田谷総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区世田谷4丁目22番33号 区役所西棟内	03-5432-2831	03-5432-3032
北沢総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区北沢2丁目8番18号 北沢タウンホール内	03-5478-8028	03-5478-8004
玉川総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区等々力3丁目4番1号	03-3702-1603	03-3702-0942
砧総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区成城6丁目2番1号	03-3482-2169	03-3482-1655
烏山総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区南烏山6丁目22番14号	03-3326-9249	03-3326-1050

世田谷区 マンション管理計画認定制度

令和7年9月22日

世田谷区 都市整備政策部 居住支援課

世田谷区が目指すマンション居住の将来像

分譲マンションの区分所有者等による

『自主的かつ適正なマンションの管理』と『良好なコミュニティの形成』

- 居住者同士が情報共有や交流を図り、管理組合自らが主体的に課題解決できている。
- 日頃からマンション内のコミュニティはもとより、マンションと地域との良好な関係が築かれている。
- 管理不全の兆候のあるマンションに対する助言や指導、アドバイザー派遣などの支援が行われ、マンション管理が適切に実施されている。
- 災害時にも地域と相互に助け合う体制が整っている。
- 災害に備えた建物の維持修繕や管理運営について、管理組合が中心となって防災マニュアルの作成や資機材の備蓄に取り組むなど、マンションで居住を継続できるような備えができている。

目次

- 1 マンション管理計画認定制度の概要
- 2 管理計画の認定基準
- 3 認定制度の申請手続き及び手数料
- 4 現在の認定の状況
- 5 相談窓口

1-1 マンション管理計画認定制度の概要

■認定制度の概要

マンションの管理組合が作成した管理計画が、一定の基準を満たす場合に、適正な管理計画を持つマンションとして、世田谷区から認定を受けることができる制度

■認定制度の効果

- ・認定申請を契機に、管理運営を見直す機会となり、区分所有者の管理意識が向上し、マンションの管理適正化に向けた自主的な取組みが推進され、管理水準が維持されていくことへの期待
- ・良質な管理水準が維持されることで、市場評価の向上への期待
- ・適正に管理されたマンションの存在により、周辺地域の良好な居住環境の維持向上にも寄与

1-2 マンション管理計画認定制度の概要

■認定制度の内容

(1) 開始日

令和5年10月31日

(世田谷区マンション管理適正化推進計画の策定と同時に開始)

(2)対象マンション

区内の分譲マンション

(3)申請者

マンションの管理組合の管理者等

(4)認定の期間

認定日より5年間（5年毎に更新が必要となります）

1-3 マンション管理計画認定制度の概要

■税制等のメリットについて

(1)住宅金融支援機構の各種制度の優遇措置

- ・マンション取得時の住宅ローン「フラット35」(維持保全型)の借入金利の引き下げ
- ・マンション改修時のマンション共用部分リフォーム融資の借入金利の引き下げ
- ・大規模修繕に向けた修繕積立金のマンションすまい・る債の利率の上乗せ

(2)長寿命化促進税制

修繕積立金を認定基準未満から認定基準以上に引き上げて管理計画の認定を受け、長寿命化工事※を行った場合、翌年度に建物部分の固定資産税が減額 (他にも一定の要件あり)

※屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事

2-1 管理計画の認定基準

管理計画を認定する際の基準は、国の基本方針で示されている17項目とし、区独自基準は追加しておりません。

1 管理組合の運営

- ① 管理者等が定められていること
- ② 監事が選任されていること
- ③ 集会が年1回以上開催されていること

2 管理規約

- ① 管理規約が作成されていること
- ② マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- ③ マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること

3 管理組合の経理

- ① 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- ② 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
- ③ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること

2-2 管理計画の認定基準

4 長期修繕計画の作成、見直し等

- ① 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- ② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
- ③ 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
- ④ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- ⑤ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- ⑥ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること

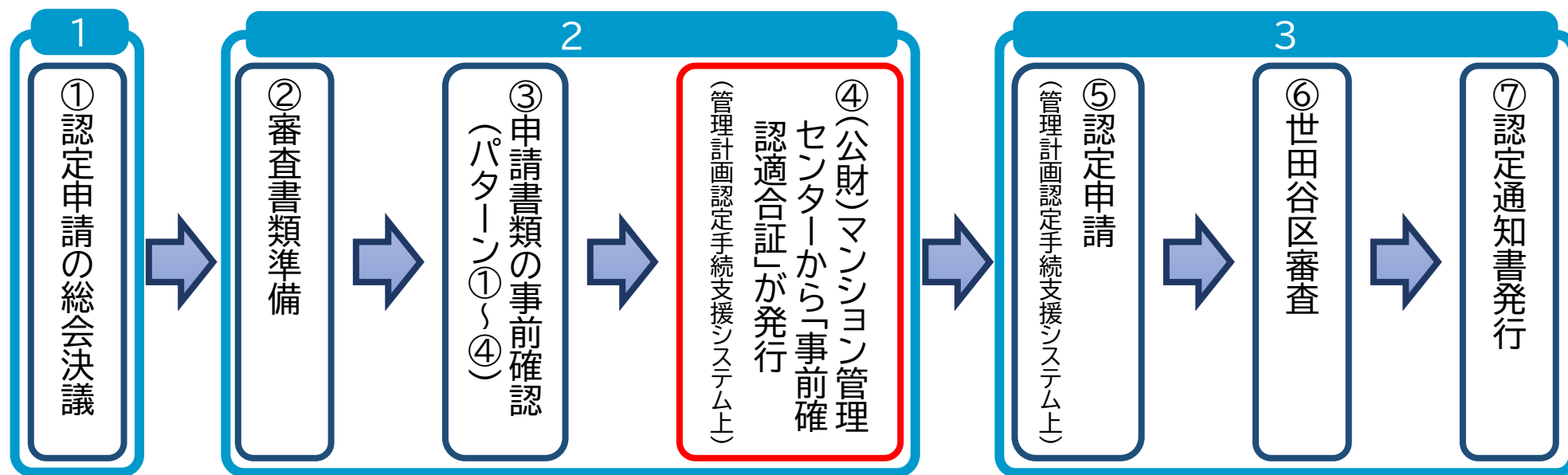
5 その他

- ① 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること
- ② 世田谷区マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること

3-1 認定制度の申請手続きおよび手数料について

■認定までの流れ

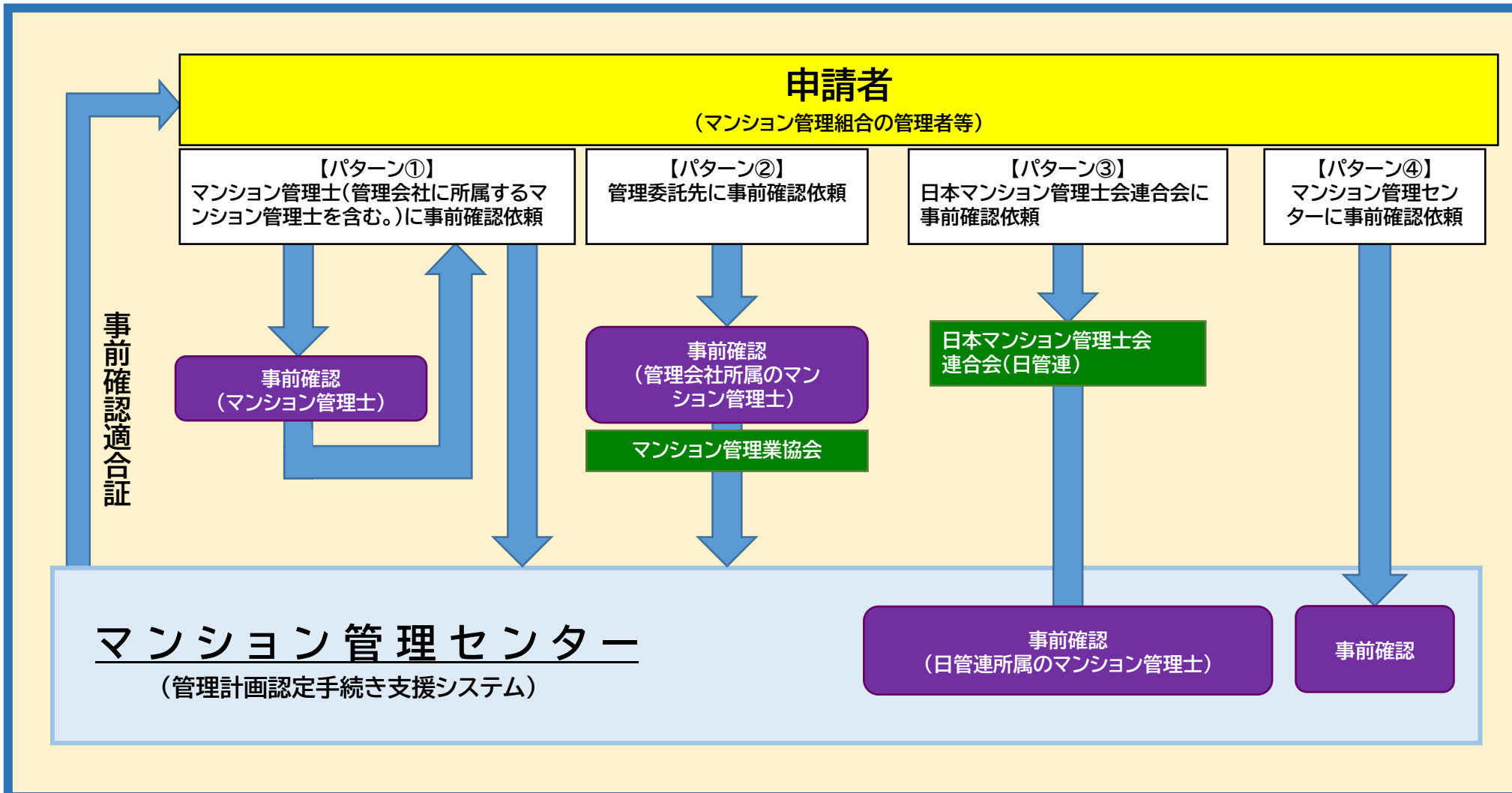
1. 認定申請について、管理組合集会(総会)での決議をとる
2. 事前確認適合証の発行を受ける
3. 世田谷区に認定申請をする



※認定申請は、インターネットによる申請手続き(オンライン申請)

3-2 認定制度の申請手続きおよび手数料について

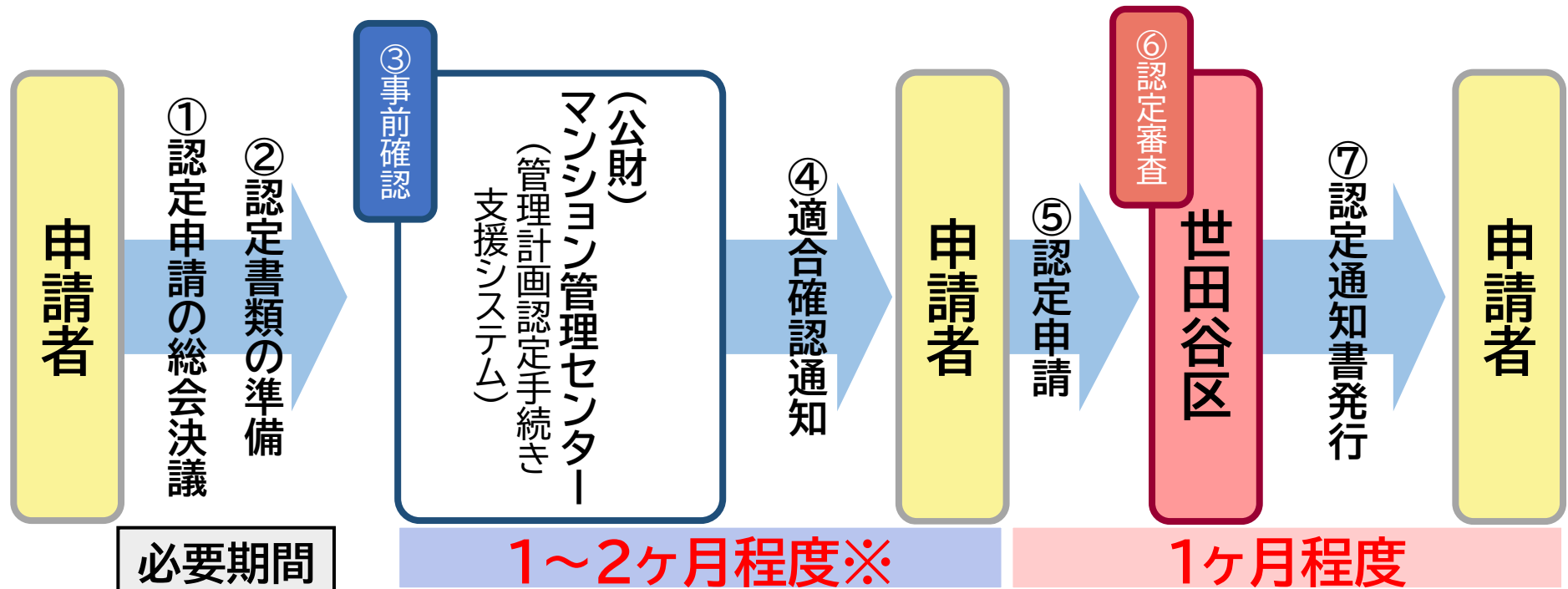
■事前確認の4つのパターンと事前確認適合証の取得までの流れ



3-3 認定制度の申請手続きおよび手数料について

■認定までに必要な期間

事前確認パターン④の場合、認定通知書発行まで2～3ヶ月程度の期間が必要



※事前確認パターン①～③を選択した場合の事前確認適合証の発行手続きは1週間程度

3-4 認定制度の申請手続きおよび手数料について

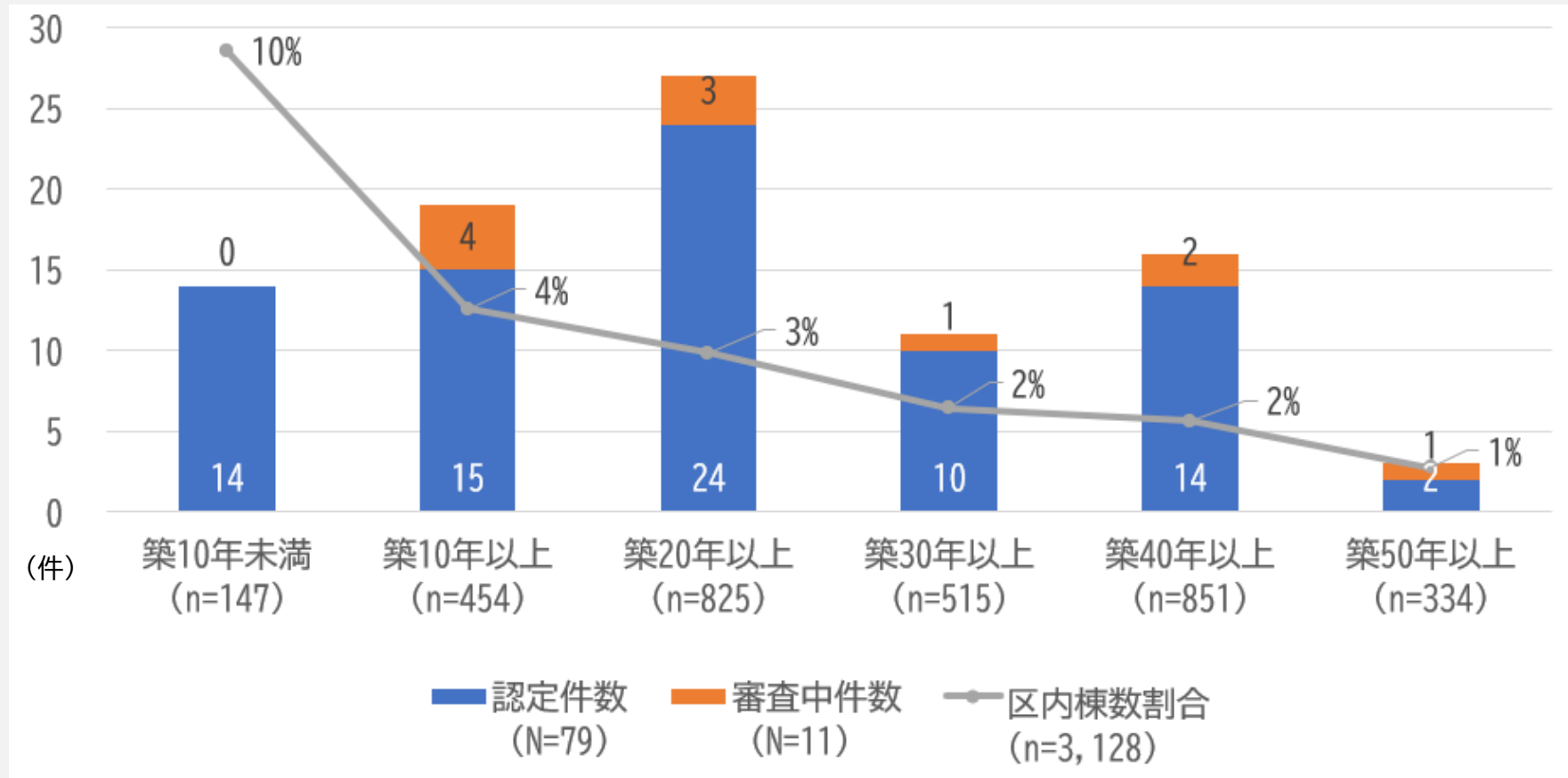
■認定制度の申請手数料（令和7年9月現在）

- ①マンション管理センターにて「事前確認適合証」の取得時
システム利用料(10,000円)
- ②申請パターンに応じて
事前確認の手数料が発生
- ③区への申請手数料は、**無料**
- ④認定後に内容の変更があった場合、**変更手数料が発生**

認定変更申請手数料		(長期修繕計画が複数ある場合の 1件あたり加算額)	
管理組合運営	¥4,800	管理組合運営	¥2,600
管理規約	¥4,000	管理規約	¥2,600
管理組合の経理	¥4,600	管理組合の経理	¥2,800
長期修繕計画	¥9,800	長期修繕計画	¥5,200
その他	¥2,900	その他	¥1,700
上記以外の事項	¥2,000	上記以外の事項	¥900

4 現在の認定の状況

■認定件数、審査中件数(令和7年9月18日現在)



※区内棟数割合は分譲マンション3,128棟（令和4年度調査）の築年別棟数に占める認定及び審査中の件数割合

5 相談窓口について

■認定制度の内容等の相談窓口

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル
電話番号 03-5801-0858

(受付時間 10時から17時まで(日、祝・休日、年末年始除く))



■世田谷区マンション管理計画認定制度の手引き

世田谷区内におけるマンション管理組合の方に
制度の概要や申請方法、申請書の書き方等のご案内

世田谷区ホームページ  3746

配布場所:

都市整備政策部 居住支援課(区役所西棟1階105窓口)

